

青森市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成十七年青森市条例第二百二十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
<u>（災害弔慰金等支給審査会の設置）</u>	（新設）
<u>第十七条 法第十八条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、青森市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u>	
<u>（組織等）</u>	（新設）
<u>第十八条 審査会は、委員五人以内をもって組織する。</u>	
<u>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u>	
<u>一 医師</u>	
<u>二 弁護士</u>	
<u>三 前二号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u>	
<u>（任期等）</u>	（新設）
<u>第十九条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	
<u>2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u>	
<u>3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。</u>	
<u>（会長及び副会長）</u>	（新設）
<u>第二十条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</u>	
<u>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</u>	
<u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が</u>	

令和 7 年 3 月 6 日
総務企画常任委員会
総務部危機管理課

改正後	改正前
<u>あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>(会議)</u> <u>第二十一条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。</u> <u>2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</u> <u>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。</u> <u>(委任)</u> <u>第二十二条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u>	(新設) (委任) <u>第十七条 この条例</u> _____ _____ _____の施行に関し必要な事項は、市長が定める。